

2022-10-31

(社)機関投資家協働対話フォーラム

市場区分の見直しに関するフォローアップに係る意見

東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップに係る意見募集」について、下記意見を提出しました。

記

意見募集事項 1.プライム市場について

プライム市場は、日本市場の顔として、「高い流動性とガバナンス水準を備え、グローバルな投資家との建設的な対話」にふさわしい要件を目指してほしいと考えます。具体的には、

- ①多くの機関投資家の投資対象となるのにふさわしい時価総額と流動性
- ②より高いガバナンス水準の具備
- ③投資家との建設的な対話の促進と、中長期的な企業価値の向上への積極的な取組みなどを期待します。

以下に、プライム市場について、当フォーラム参加投資家による代表的な意見・提案を例示します。

①時価総額と流動性について

- ・流通株式時価総額基準の見直し

グローバルな投資家の視点では、少なくとも時価総額 2,000 億円以上、流通株式時価総額 1,000 億円以上が一つの目安になると考えます。

- ・流通株式比率基準の引き上げ

時価総額の大小にかかわらず、適正な株価形成や市場の規律の発揮という観点から、発行株式の過半が流動株式であることが望ましい。

②より高いガバナンス水準の具備

- ・社外取締役比率 1/3 以上

長期的には過半数を期待したいが、まずはコーポレートガバナンス・コードで示された 1/3 以上の水準を求めたいと考えます。

- ・女性取締役 1 名以上を含む取締役会の多様化およびスキルマトリックスの開示の義務化
- ・いわゆる上場子会社については独立社外取締役過半数を必須化

③投資家との建設的な対話の促進と企業価値向上へのインセンティブ

上場企業が資本市場に真摯に向き合い、国内外の投資家と建設的な対話を促進することが、上場企業の中長期的な企業価値の向上に向けた取組みに繋がると考えます。

- ・議決権行使電子行使プラットフォームの必須化
- ・英文開示の必須化(特に有価証券報告書)
- ・コーポレートガバナンス報告書の開示の強化

特に、資本政策の基本的な方針、政策保有株式の具体的な削減計画と実績、政策保有株主から売却意向を示された場合に妨げない方針であること、などの開示

意見募集事項 4.経過措置について

経過措置/適合計画については、3 年程度を目安として、有効期間を明示されることを要望します。

意見募集事項 5.その他

全上場企業に要望したい事項として、以下の4点を要望します。

- ・社外取締役・監査役と投資家との対話の促進

例えば、投資家との対話の場への社外取締役等の参加の推奨、投資家との対話窓口となる社外取締役の選定など。特にグローバル投資家との対話が期待されるプライム上場企業には必須としていただきたい。

- ・投資家との対話状況の開示(社外取締役等の対話状況も別途開示)

社外取締役等が投資家と対話を行うことは、社外取締役等が当該企業について知見を深める機会ともなり、取締役会における社外取締役等の一層の機能発揮に繋がるほか、投資家との対話を通じた社外取締役等のスキル・能力向上は、日本企業全体の企業価値向上や持続的成長にも大きく寄与すると考えます。

- ・決算短信またはウェブサイト等に、IR 窓口のメールアドレスを記載する。

投資家が IR 担当者にコンタクトする場合のアクセスを改善していただきたい。

- ・決算短信に PBR 指標を記載する

企業がプラスの企業価値を生んでいるかどうかを図る簡易な指標として PBR が適当であると考えられ、1 倍以下の企業についてはその改善計画が期待される。特にプライム上場企業には、改善計画を義務化することも考えられます。

<参考>産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理(2022年6月13日、15頁)
『PBRが1倍以下の企業は、1倍を超える(企業価値が純資産を超える)ための一定期間(例えば5年間)の具体的かつ合理的な計画を立案し、公表すること』
(注)短期的な株価の変動の影響を排除するため、PBRについては一定期間(例えば5年間)平均を見る。また、グローバルにPBRが1倍に満たない業種については、一律に1倍を超えることを目指すのではなく、グローバルな競合企業を超えることを目指す。

以上

連絡先

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム

代表理事・理事長 木村祐基、代表理事・事務局長 山崎直実、理事 大堀龍介、鎌田博光

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン

ウェブサイト <https://www.iiccf.jp> メールアドレス info@iiccf.jp